

令和7年3月24日

香芝市教育長 小西 友吉 様

香芝市議会議長 中村 良路
【質問者： 青木 恒子】

質問状

香芝市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第2項により速やかに回答してください。

香芝市議会3月定例会の代表質問、一般質問では、「シダックス大新東ヒューマンサービス」(東京都)が指定管理者として運営する香芝市立学童保育所24カ所中20カ所で、昨年の夏休み期間中(7月21日～8月31日)等に外遊びが全くなく、市側も実態を把握していなかったことが明らかになりましたが、「夏の暑さ指数など関係のない春、秋、冬もほとんど外遊びがない現状がある」という香芝市立学童保育所に児童が通う保護者の声があり、昨年の春休みは外遊びが0日、学校がある日で春や冬でも数カ月間外遊びがない日が連続したことも市民からお聞きし、市内の学童保育所の外遊び状況についてさらなる実態調査をお願いいたします。

「子ども真ん中社会」を公約する三橋和史市長は市議会3月定例会で、「公立学童保育所の保安面で、管理者に丸投げがあるならば改めなければならない。民間で見習うべき点は見習い、施設面で学校の校舎を利用できない場合も、学校の校庭等を安全に利用できるよう配置を工夫し整備していく」と答弁され、課題解決に前向きな姿勢を示されました。

もうすぐ春休みに入るため、今回の調査を今年3月の春休みの環境改善の一助としていただけたらと思います。

(※外遊びの定義は、体育館など体を動かして遊ぶ日も含む)

<質問事項>

- 1 香芝市立学童保育所、香芝市内の私立の学童保育所及び「シダックス大新東ヒューマンサービス」が運営を任されている他の自治体の学童保育所における、①令和6年の春期休業中、②令和6年度1、2、3学期の学校開校日の平日、③令和6年度の冬期休業中ごとの、外遊びを行った日数及び一日あたりの外遊び時間について、学童保育所ごとに回答してください。
- 2 香芝市立学童保育所及び香芝市内の私立の学童保育所で外遊びを全く行っ

ていない学童保育所は、その理由について回答してください。

- 3 質問事項1で外遊びを毎日若しくは高頻度でできるだけ時間を確保して実施している学童保育所で、工夫しているポイントや市が参考とできるような事例がある場合はその取組について回答してください。

<質問趣旨>

外遊びがない場合、子どもたちは部屋のほとんどを長机が占拠する学童保育所内でおもちゃやカード遊び、読書、動画鑑賞をして時間のほとんどを体を動かすことなく過ごしています。学童保育所の滞在時間は、平日は午後3時ごろから午後7時までの約4時間、学校休業日になると朝7時半から午後7時まで10時間以上に及びます。終日部屋で過ごしてストレスを抱えた子どもらが「学童保育所に行きたくない」と訴えることもあり、保護者は安心して子どもを預けられず、働きに出ることも難しくなっているとの声も上がっています。

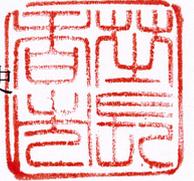
一例として真美ヶ丘西第二学童保育所では、子どもたちが毎日の外遊びを希望するなか「外遊びは週2回」と学童保育所で決め、それすらも「雨が降りそう」「人手が足りない」などの理由でほとんど実施されていないと聞きます。一方、学童保育指導員からは「真美ヶ丘西小学校に行き来しやすい通路の整備を要望しているが、改善されない」という話もあります。人手不足の背景には、学童保育指導員の雇用環境にも問題があるかも知れません（広陵町などほかの自治体では、コロナ等学級閉鎖で児童数が少ない日に、あらかじめシフトに入っていたパートタイムの指導員を当日の始業20分前にドタキャンするなど行われていました）。実態の把握とともに改善策を講じ、迅速なご対応をお願いいたします。

夏季や夏休み中の外遊びについては、6月から10月にかけて暑さ指数を理由に外遊び時間が限られることは毎年恒例の課題であり、その対策検討も今から必要です。小学校体育館への空調整備による子どもたちの遊び場・時間の確保や、すぐできる対応としては朝・夕方の外遊び時間や指導員配備の工夫が望まれます。三橋市長がおっしゃった「学校の校庭等を安全に利用できるよう（学童保育所の）配置を工夫し整備する」の早期実現にも期待し、引き続き、課題解決に向けた「子ども真ん中」施策に注目してまいります。

香保育第176号
令和7年 6月 2日

香芝市議会議長 筒井 寛 様

香芝市長 三橋 和史



文書質問に対する回答について

令和7年3月24日付け青木恒子議員の文書質問に対し、別紙回答書を送付する。

青木恒子議員提出の文書質問に対する回答書

1について

お尋ねの「春期休業中」、「1、2、3学期の学校開校日の平日」、「冬期休業中」の意味が必ずしも明らかではないが、令和6年度に香芝市立学童保育所において児童に外遊びをさせた時間については、別紙「香芝市立学童保育所における一日当たりの外遊び時間」のとおりである。ただし、正確な時間について調査を試みたが、外遊びに関する記録がないため不明である日が多くある。

なお、私立学童保育所及び当該事業者が運営する他の自治体の学童保育所については、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、回答を差し控える。

2について

香芝市立学童保育所のうち外遊びを全く行っていないものはないため、それを前提としたお尋ねについては、回答を差し控える。

なお、私立学童保育所については、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、回答を差し控える。

3について

お尋ねの「工夫しているポイントや市が参考とできるような事例」の意味するところが必ずしも明らかではないが、香芝市立学童保育所については、運営面においても様々な課題があるものと認識しており、指定管理者に運営を丸投げするようなやり方があるとすれば改めなければならないし、民間事業者を見習って、確かな運営理念を持って取り組んでいく必要があるものと考えている。

しかしながら、現状において、所管である子ども家庭部において十分な研究をすることができていない。

